

令和6年3月21日

# 公 告

陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長

1 等 陸 佐 福 岡 忠

陸上自衛隊相馬原駐屯地における食堂の設置及び経営を希望する業者を次のとおり募集します。

## 記

### 1 募集に付す事項

(1) 業務内容

陸上自衛隊相馬原駐屯地における食堂の設置及び経営

(2) 設置場所及び所在地

陸上自衛隊相馬原駐屯地（所在地：群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2）

(3) 公募業種及び店舗数

食堂 1店舗

(4) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく、行政財産の使用許可による設置

(5) 使用許可期間

許可日から令和11年3月31日

### 2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できる者

(4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者

(5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第6号から第9号までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。
- (11) 仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (12) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (13) 「4 業者説明会」に参加した者

### 3 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 期 間  
令和6年3月21日（木）から同年4月15日（月）  
※土日及び祝日を除く。
- (2) 時 間  
午前9時から午後4時まで
- (3) 場 所  
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2  
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科
- (4) その他
  - ア 郵送を希望する者は、返送先を記した返信用封筒（140円切手を貼付した角形2号）を同封し、請求するものとする。
  - イ 書類は、東部方面会計隊ホームページの公告に添付しているPDFデータを印刷して差し支えない。

### 4 業者説明会

食堂の設置及び経営の業務を行う業者の募集に当たり、次のとおり説明会を開催する。  
なお、本説明会に参加しない業者は、本公募に参加できないものとする。

- (1) 日 時  
令和6年4月16日（火）午前10時00分
- (2) 場 所  
陸上自衛隊相馬原駐屯地 厚生センター
- (3) 携行品  
募集要領、仕様書及び印鑑
- (4) 申込要領  
参加を希望する者（各事業者2名以内）は、令和6年4月15日（月）午後12時までに会社名及び参加者氏名並びに連絡先電話番号を付紙「業者説明会参加申込書」に記載し、FAX送信もしくは、郵送で通知する。
- (5) 問い合わせ先  
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2  
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科（担当：田中、片木）  
電話番号：0279-54-2011（内線2334、FAX2729）  
※電話交換手につながるため、当該交換手に内線番号を申出て下さい。  
なお、FAX送信する場合は、送信後に着信の有無を問い合わせ先に電話し、確認して下さい。

業 者 説 明 会 参 加 申 込 書

会社名	参加者名	連絡先電話番号